

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第761号 平成26年6月30日

## 単純所持も犯罪

児童ポルノの規制を強化するための「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の一部を改正する法律案が6月18日参議院を通過し、ようやく成立しました。

児童ポルノ禁止法は、平成11年5月に制定されたものですが、この法律で規制の対象となっていたのは子どものポルノの製造や販売等で、自分で見る事を目的に児童ポルノを所持している者は野放しの状態でした。しかし、今回の法改正により、たとえ個人的な趣味とはいえ、児童ポルノを所持している場合も処罰の対象となり、1年以下の懲役や100万円以下の罰金に処せられる事になります。

日本ユニセフ協会の中井裕真広報室長は、今回の児童ポルノ禁止法改正について「児童の性的搾取をなくそうという世界的潮流の中で、日本が足を引っ張って来た。これでようやく国際標準に近づく（6月15日付北海道新聞から）」と評価しています。

私も、今回の法改正によって、児童ポルノに対する抑止力が高まる事を期待しています。

児童ポルノ禁止法の改正に関しては、賛否様々な意見がありました。こうした中で、明らかに児童ポルノマニアと思しき人物による法改正批判についてはさして気にも留めませんが、北海道新聞が6月8日の社説で「児童ポルノの定義はあいまいな部分や主観的要素が多い。一律に単純所持を禁じ、罰則まで設けるのは行き過ぎだ」と、批判的見解を示した事については、いささか驚いています。

確かに、北海道新聞が指摘しているように、児童ポルノの判断に関しては主観的な要素が大きい事は事実だと思います。だからといって単純所持の規制を甘くすれば、子ども達を性的虐待から守るという目的もまた、成果を上げる事は難しくなるでしょう。

北海道新聞の社説では「法律の目的は性的搾取、虐待から児童を守ることだ。被害の根絶には、処罰対象の児童ポルノ製造、提供などの行為を粘り強く摘発していくしかない」と述べていますが、現状を見ればそんな悠長な事はいってられないのではないのでしょうか。

警察庁の調べによると、昨年1年間の児童ポルノの摘発件数は1644件と過去最高となっています。摘発の網から逃れているものも相当数ある事は想像に難くあ

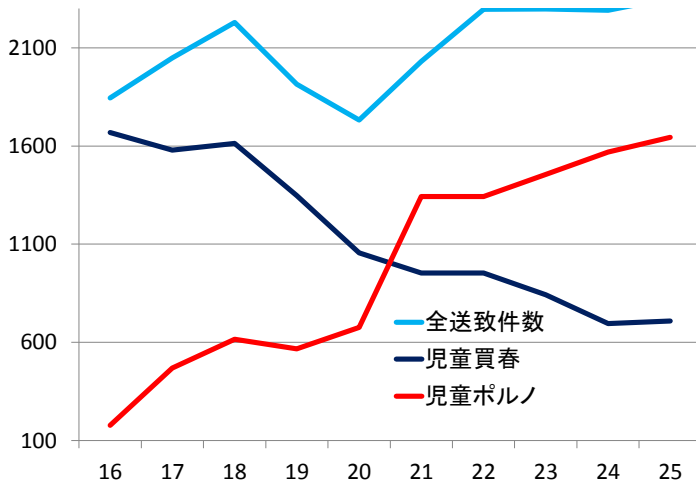
りませんから、子ども達の性的虐待は危機的だといわねばなりません。

下表を見ても分かる様に、児童買春は減少傾向にある一方、児童ポルノの摘発件数は増加傾向にあり、現行の児童ポルノ禁止法の規制ではほとんど歯止めがかかっていません。

児童ポルノの製造や販売を犯罪として厳しく取り締まる事は当然ですが、児童ポルノの製造や販売が無くならないのは需要があるからに他なりません。犯罪の根っこにある需要を断ち切らない限り、児童ポルノの根絶は不可能だと思います。

法で禁止されている児童ポルノを所持する事は、麻薬を密かに隠し持っているの

児童ポルノ禁止法違反の送致件数の推移



注 警察庁調べ

と同じ事ではないでしょうか。幾ら内心の自由があるからといって、違法な児童ポルノを所持する事が許されて良い筈はありません。

専修大学の山田健太教授（言語学）は、今回の法改正に対して「恣意的な取り締まりが可能で、高校生の水着写真集も対象になり得る」と懸念を示しています（6月19日付北海道新聞）。

児童ポルノ禁止法の運用に当たって恣意的な規制が許されないというのは当然の事ですが、「高校生の水着写真集」なら良いという発想もまた如何かと思います。本人の同意が得られたとしても、その同意は大人の甘い言葉に乗せられたせいかも知れません。表現の自由とか芸術といった冠を被せられれば批判しにくい面もありますが、私には、結局一部の大人達は、女子高校生を性的欲望の対象物としか見ていないという事ではないかと思っています。

如何なる理由があっても、大人の欲望を満たすために子ども達が性的虐待を受ける等という事は決してあってはならない事であり、警察はじめ関係者に対しては、今回の法改正を契機として、児童ポルノの根絶に向けしっかりとした対策を講じていただく事を期待したいと思います。（塾頭：吉田 洋一）